

国民健康保険税の税率改定

平成21年度の国民健康保険税は、前年度からの繰越金の状況を考慮し、繰越財源の一部を保険税の引下げに充てさせていただきました。

基礎課税分の資産割税率の引下げ、均等割額の減額により、さらなる負担の公平・軽減を図るため、次のとおり税率の改定をしました。また、介護納付金分の課税限度額が変わりました。

なお、今回の税率改定および平成21年度の町県民税の決定により、保険税を算定し、国民健康保険税納税通知書を8月中旬に送付します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

			改定前	改定後
基礎課税分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	4.1/100	据え置き
	資産割額	固定資産税額に乗ずる率	50/100	45/100
	均等割額	1人につき	19,000円	18,000円
	平等割額	1世帯につき	30,000円	据え置き
	課税限度額		470,000円	据え置き
後期高齢者 支援分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	1.8/100	据え置き
	均等割額	1人につき	9,000円	据え置き
	課税限度額		120,000円	据え置き
介護納付金分	所得割額	基準総所得金額に乗ずる率	1.35/100	据え置き
	均等割額	1人につき	12,300円	据え置き
	課税限度額		90,000円	100,000円

【問合先】住民課

第45回衆議院議員総選挙 第21回最高裁判所裁判官国民審査

●投票日 8月30日(日) ●投票時間 午前7時～午後8時

投票は私たち町民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、最大かつ基本的な機会です。候補者の政見など、よく見、よく聞き、よく考えて、私たちの代表を選びましょう。大切な権利をむだにしないよう、みんなそろって投票に出かけましょう。

★期日前投票

投票日当日に、仕事などで投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

期日前投票所で請求書兼宣誓書に記入していただければ投票できます。(入場券が届いていれば持参してください。)

期間 8月19日(水)～29日(土)

最高裁判所裁判官国民審査は、8月23日(日)～29日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 笠松町役場 住民課ロビー

入場券が届かない場合、郵便投票および不在者投票など、詳しくは町選挙管理委員会(役場総務課)までお問い合わせください。☎388-1111 内線226・227